

白山市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

平成30年1月29日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

## 定例監査結果報告書

1 監査対象部署 市民課、市民課市民相談室（含 男女共同参画室、消費生活センター）、企業総務課、水道課、下水道課、鶴来上下水道センター

2 監査実施日 平成29年11月24日（金）

3 監査実施場所 監査委員事務局

4 監査の範囲 (1)平成29年4月1日から平成29年9月30日までの予算及び事務事業の執行状況  
(2)職員が管理している預金通帳の状況

5 監査の執行者 監査委員 北田 幸光  
監査委員 西川 寿夫

### 6 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。